

長期履修学生の申請等の手続きについて（留意事項）

1. 長期履修学生について

長期履修学生とは、大学院経済学研究科の学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出て、経済学研究科長が、あらかじめ、その計画的な履修を認めたくえで在学し、修了により学位を取得する正規の学生である。

2. 「職業を有している等の事情により」について

職業を有している等の事情とは、次のいずれかに該当するもので、標準修業年限内での修学が困難な者であること。

- (1) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なアルバイトを除く。）を含む。）
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他経済学研究科長が相当と認めた者

3. 「標準修業年限を超えて一定の期間」について

標準修業年限を超えて一定の期間の上限年数は、神戸大学教学規則第63条に定める博士課程の標準修業年限に、前期課程にあつてはプラス2年以内で、後期課程にあつてはプラス3年以内であること。

4. 長期履修学生を希望する場合の申請手続きについて

(1) 申請手続きの時期等

① 長期履修学生を希望する学生は、2月20日（新入学者の場合は別途指定する日）までに長期履修申請書（別記様式第1号：別添）を、指導教員（指導教員が未定の場合にあつては、大学院委員とする。）を経由して経済学研究科長に提出すること。

なお、「在職を証明する書面」とは、勤務先の在職証明書でなくとも、例えば、「身分証明書や健康保険証等の写し」でも良い。

② 在学学生は、長期履修申請書の提出に当たっては、事前に指導教員と十分相談のうえ、長期履修計画や研究計画をたてること。

③ 経済学研究科では、申請の内容について審査のうえ長期履修学生として承認することがある。

(2) 承認された履修期間の変更（延長又は短縮）の申請等

① 原則として、長期履修学生として承認された期間の変更はできないが、真にやむを得ない事情により、承認された履修期間の変更（延長又は短縮）を必要とするときは、長期履修期間変更申請書（別記様式第2号：別添）を、指導教員を経て経済学研究科長に提出すること。

なお、長期履修期間変更申請書の提出期限は、2月20日までとする。長期履修期間の延長を申請する場合にあつても、神戸大学大学院経済学研究科長期履修規程第3条第2項に定める在学年限を超えることはできないので留意すること。（すでに許可された履修期間の延長・短縮は6ヶ月以上の在籍期間がある場合のみ申請を受け付ける。）

② 長期履修期間変更申請書の作成に当たっては事前に指導教員と十分相談のうえ作成すること。

③ 経済学研究科では、変更申請の内容について審査のうえ、承認することがある。

5. 納付すべき授業料の額について

(1) 長期履修学生の授業料の年額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とすること。

(参考：神戸大学教学規則第84条)

(2) 学年の途中で修了することが認められた学生が支払う授業料の額は、(1)により算出した年額の12分の1に相当する額に在学の月数を乗じて得た額とすること。

(3) 学年の途中で在学期間の延長又は短縮が認められる場合において、(1)により定められる新たな授業料の額は、翌年度から適用すること。

(4) 長期履修学生の在学期間の短縮が認められる場合には、短縮後の期間に応じて(1)により算出した授業料の年額に当該学生が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、在学期間の短縮を認めるときに支払うこと。

(5) 授業料の年額の算出に当たっては下記を参照するほか、詳細については経済学研究科学部・大学院教務係に照会すること。

(参 考)

ケース 1

平成22年度に本研究科博士課程前期課程(標準修業年限2年)に入学した学生Aさんが、入学時に4年間の長期履修を認められた場合(平成23年度以降は授業料の改定がないものとして算出)

(年次) 年度	通常の学生の場合 (A) 円	長期履修学生の場合 (B)	比較増△減額 (B-A) 円
(1年次) 平成22年度	535,800	$535,800 \times 2 \text{年} \div 4 \text{年} = 267,900 \text{円}$	—
(2年次) 平成23年度	535,800	$535,800 \times 2 \text{年} \div 4 \text{年} = 267,900 \text{円}$	—
(3年次) 平成24年度		$535,800 \times 2 \text{年} \div 4 \text{年} = 267,900 \text{円}$	—
(4年次) 平成25年度		$535,800 \times 2 \text{年} \div 4 \text{年} = 267,900 \text{円}$	—
計	1,071,600	1,071,600円	0

ケース 2

平成22年度に本研究科博士課程前期課程(標準修業年限2年)に入学した学生Bさんが、2年次に進級するとき、残りの1年間に関して2年間の長期履修(通算3年)を認められた場合(平成23年度以降は授業料の改定がないものとして算出)

(年次) 年度	通常の学生の場合 (A) 円	長期履修学生の場合 (B)	比較増△減額 (B-A) 円
(1年次) 平成22年度	535,800	(通常の学生として在籍) 535,800円	—
(2年次) 平成23年度	535,800	$535,800 \times 2 \text{年} \div 3 \text{年} = 357,200 \text{円}$	—
(3年次) 平成24年度		$535,800 \times 2 \text{年} \div 3 \text{年} = 357,200 \text{円}$	—
計	1,071,600	1,250,200円	178,600

ケース 3

平成22年度に本研究科博士課程後期課程（標準修業年限3年）に入学した学生Cさんが、入学時に6年間の長期履修を認められた場合（平成23年度以降は授業料の改定がないものとして算出）

(年次) 年度	通常の学生の場合 (A) 円	長期履修学生の場合 (B)	比較増△減額 (B-A) 円
(1年次) 平成22年度	535,800	$535,800 \times 3 \text{年} \div 6 \text{年} = 267,900 \text{円}$	—
(2年次) 平成23年度	535,800	$535,800 \times 3 \text{年} \div 6 \text{年} = 267,900 \text{円}$	—
(3年次) 平成24年度	535,800	$535,800 \times 3 \text{年} \div 6 \text{年} = 267,900 \text{円}$	—
(4年次) 平成25年度		$535,800 \times 3 \text{年} \div 6 \text{年} = 267,900 \text{円}$	—
(5年次) 平成26年度		$535,800 \times 3 \text{年} \div 6 \text{年} = 267,900 \text{円}$	—
(6年次) 平成27年度		$535,800 \times 3 \text{年} \div 6 \text{年} = 267,900 \text{円}$	—
計	1,607,400	1,607,400 円	0

ケース 4

平成22年度に本研究科博士課程後期課程（標準修業年限3年）に入学した学生Dさんが、3年次に進級するとき、残りの1年間に関して3年間の長期履修（通算5年）を認められた場合（平成23年度以降は授業料の改定がないものとして算出）

(年次) 年度	通常の学生の場合 (A) 円	長期履修学生の場合 (B)	比較増△減額 (B-A) 円
(1年次) 平成22年度	535,800	(通常の学生として在籍) 535,800 円	—
(2年次) 平成23年度	535,800	(通常の学生として在籍) 535,800 円	—
(3年次) 平成24年度	535,800	$535,800 \times 3 \text{年} \div 5 \text{年} = 321,480 \text{円}$	—
(4年次) 平成25年度		$535,800 \times 3 \text{年} \div 5 \text{年} = 321,480 \text{円}$	—
(5年次) 平成26年度		$535,800 \times 3 \text{年} \div 5 \text{年} = 321,480 \text{円}$	—
計	1,607,400	2,036,040 円	428,640

ケース 5

平成22年度に本研究科博士課程後期課程（標準修業年限3年）に入学した学生Eさんが、入学時に6年間の長期履修を認められ、入学後4年目に、残りの3年間に関して1年間の短縮履修（通算4年）を認められた場合（平成23年度以降は授業料の改定がないものとして算出）

(年次) 年度	通常の学生の場合 (A) 円	入学時に6年間長期履修を許可されたが4年目に4年間に短縮する場合 (B)	比較増△減額 (B-A) 円
(1年次) 平成22年度	535,800	$535,800 \times 3 \text{年} \div 6 \text{年} = 267,900 \text{円}$	—
(2年次) 平成23年度	535,800	$535,800 \times 3 \text{年} \div 6 \text{年} = 267,900 \text{円}$	—
(3年次) 平成24年度	535,800	$535,800 \times 3 \text{年} \div 6 \text{年} = 267,900 \text{円}$	—
(4年次) 平成25年度		$535,800 \times 3 \text{年} - 267,900 \times 3 \text{年} = 803,700 \text{円}$	—
(5年次) 平成26年度			—
(6年次) 平成27年度			—
計	1,607,400	1,607,400 円	0

6. その他長期履修に関し疑義があるときは、経済学研究科学部・大学院教務係に照会すること。